

町田市学童保育クラブ通所支援に関するガイドライン

1 目的

町田市学童保育クラブ（以下「学童保育クラブ」という。）に通う障がいのある児童（以下「児童」という。）を日常的に送迎する保護者、並びに同居の親族又はそれに代わる者（以下「親族等」という。）に代わり、学童保育クラブ職員（以下「職員」という。）が必要に応じて迎えを行うことにより、児童の安全かつ安心できる通所を確保するとともに、保護者の負担を軽減することを目的とする。

2 通所支援の対象

町田市学童保育クラブ通所支援（以下「通所支援」という。）の対象は、次の各号のいずれかに該当する自力での通所が困難な児童とする。

- (1) 特別支援学校に通学する児童
- (2) 小学校敷地外にある学童保育クラブに在籍し、その学区の小学校に通学する児童で、かつ身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

3 通所支援の実施要件

通所支援を実施する要件は、次の各号のすべてに該当する場合に限る。

- (1) 親族等が、児童の迎えが困難な場合で、かつ、保護者と学童保育クラブを運営管理する施設管理者（以下「施設管理者」という。）との間で通所支援を行うことの同意をしている場合
- (2) 特別支援学校に通学する児童においては、保護者がスクールバスの停留所に関し、学童保育クラブに最も近いバス停を利用できるよう、あらかじめ特別支援学校と調整を行っている場合
- (3) 保護者が、通所支援の日時について、あらかじめ学童保育クラブへ日常的に連絡をとることができる場合

4 実施方法

- (1) 通所支援は、あらかじめ保護者が利用申込書を施設管理者へ提出するものとする。
- (2) 通所支援は、職員が出勤してから行うこととする。
- (3) 特別支援学校の児童においては、スクールバスの停留所から学童保育クラブまでの間を、小学校敷地外にある学童保育クラブで、その学区の小学校に通学する児童においては、その小学校から学童保育クラブまでの間を、職員が徒歩にて迎えに行き、学童保育クラブに連れてくるものとする。

5 通所支援利用料

- (1) 通所支援利用料は、1回あたり200円とし、月額2千円を上限とする。保護者は、通所支援を利用するにあたり、利用料を支払わなければならない。
- (2) 施設管理者は通所支援実施報告書を作成し、保管するものとする。また、町田市（以下「市」という。）が提出を求めた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 利用料は、学童保育クラブの運営又は保育に関する費用にあたらなため、免除・減額規定は準用しない。

6 補則

このガイドラインに定めのない事項については、市と施設管理者が協議の上、決定するものとする。

7 施行時期

- この制度は、2011（平成23）年10月1日から施行する。
この制度は、2023（令和5）年7月1日から施行する。